愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 人材ビジネス事業者登録要領

(平成27年11月16日制定)

「沿革」平成28年12月15日、令和2年4月1日改正

(目的)

第1条 公益財団法人あいち産業振興機構(以下「機構」という。)が愛知県から委託を受けて実施するプロフェッショナル人材戦略拠点運営委託事業において、県内中小企業等のプロフェッショナル人材の求人ニーズの紹介や掘り起しなどで連携する有料職業紹介事業者(以下「人材ビジネス事業者」という。)の登録について定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。
 - (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上など具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。
 - (2) プロフェッショナル人材戦略拠点とは、県内の中小企業等に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対するニーズを明確化していくと同時に 県内における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする拠点を いう。

(業務)

- 第3条 人材ビジネス事業者の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 中小企業等の求人ニーズに関する情報の提供
 - (2) 中小企業等の求人ニーズ掘り起しに関する連携
 - (3) プロフェッショナル人材の求職に関する情報の提供
 - (4) プロフェッショナル人材戦略拠点が取り繋ぐ中小企業等の求人ニーズへの対応及び活動状況等の報告

(登録の方法)

- 第4条 公益財団法人あいち産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)は、公募により人材 ビジネス事業者を登録するものとし、登録総数は愛知県と協議のうえ理事長が決定する。
- 2 登録の期間は、理事長が指定する日から当該年度末までとする。ただし、登録を受けようとする人材ビジネス事業者(以下「登録申請者」という。)の有料職業紹介事業の許可の有効期間が当該年度末までに到来するときは、その許可の有効期間の終了日を登録の期間の終了日とする。(登録の基準)
- 第5条 登録する人材ビジネス事業者(以下「登録事業者」という。)は、次の各号のいずれにも 該当するものとする。ただし、別に定める登録の特例基準に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 有料職業紹介事業の許可を受けていること。
 - (2) 愛知県の指名競争入札参加資格を有していること。
 - (3) 愛知県内に人材紹介機能(あっせん機能)をもつ事業所を有していること。
 - (4) 愛知県以外の都市圏在住のプロフェッショナル人材に関する求職の登録を有していること。

- (5) プロフェッショナル人材に関するマッチング実績を有していること。
- (6) 愛知県内の中小企業等の求人登録の実績を有していること。

(登録申請)

- 第6条 登録申請者は、人材ビジネス事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて 理事長に提出するものとする。
 - (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
 - (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
 - (3) プロフェッショナル人材の登録状況及びマッチング状況が分かるもの
 - (4) 都市圏在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
 - (5) 個人情報の管理に関するもの
 - (6) その他理事長が必要と認める書類
- 2 申請時点において登録を受けている事業者は、前項第2号から第6号までに掲げる書類を省略 することができる。

(審査の実施)

第7条 登録に際しては、申請内容を審査の上、理事長が決定し、審査結果を登録申請者に通知するものとする。

(守秘義務)

第8条 登録事業者は、業務上知り得た情報を厳守するとともに、これを本事業の目的以外で利用 してはならない。

(登録の取消)

- 第9条 理事長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録の取消しを することができる。
 - (1) 前条で規定する守秘義務に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請をしたとき。
 - (3) 愛知県の指名競争入札参加資格を喪失したとき。
 - (4) 理事長が登録事業者として適当でないと認めたとき。

(指導監督)

第10条 理事長は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録事業者に対して 報告を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 15 日改正)

この要領は、平成28年12月15日から施行する。

附 則(令和2年4月1日改正)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、本施行日に申請する者については、第6条第2項に規定する要件を満たしているものと して取扱うものとする。